



新型コロナウイルスに係る

お知らせと感染対策徹底等のお願い

お知らせ

- 仕事・学校等に復帰する場合、職場等に対し、療養証明書や陰性証明書の提出は必要ありません。
- 濃厚接触者の待機期間は、現在、原則5日間(6日目解除)となっています。
※ 抗原定性検査キット(自費検査)で2日目及び3日目に陰性となった場合は、3日目から解除となります。

新型コロナウイルスに関する一般相談窓口

電話:019-629-6085 FAX:019-626-0837

(受付時間:9時~21時/土日・祝日を含む)

お願い

<感染対策の徹底・事前の備え>

- 換気、場面に応じたマスクの着用等をお願いします。
- 1週間程度自宅で生活できるよう、食料品、常備薬などの準備をお願いします。

<自宅療養時の注意点>

- 軽症で自宅療養となった場合には、家族の方も含め、保健所への連絡が必要なサインに注意願います。

※連絡が必要なサイン:酸素飽和度(SpO2値が95%以下)

